平成２７年（フ）第８０４号
宮城県宮城郡松島町松島字東浜４番地の46
松島パシフィックホテル　210号、従前の住所宮城県塩竈市花立町２番５―101号　ロイヤルシャトー西塩釜
債務者　三原　昭男
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３３２号
茨城県水戸市自由が丘５番28―103号　自由が丘サンガーデンＣポート
債務者　山本　英明
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３３３号
茨城県水戸市自由が丘５番28―103号　自由が丘サンガーデンＣポート
債務者　山本香奈美
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３００号
金沢市桜町13番３号、住民票上の住所金沢市横山町12番26号
債務者　齊藤　　恵
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４９号
長野県松本市筑摩４丁目16番８号　アメニティヒルズこいわい202
債務者　太田　　毅
1　決定年月日時　平成28年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第７０号
長野県茅野市玉川2593番地１
債務者　野村　雅士
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第２０６号
三重県津市城山３丁目10番４―402号、前住所三重県津市高茶屋小森町2378番地　大成ロテック（内）
債務者　森本　幸子
1　決定年月日時　平成28年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３２３号
滋賀県高島市新旭町熊野本２丁目８番地７
債務者　内田　達也
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３６６号
滋賀県甲賀市水口町山2636番地65
債務者　丸野壽美子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７９２号
広島市安佐南区相田２丁目３番５号
債務者　竹本　潤史
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８２９号
広島県安芸郡府中町宮の町１丁目６番21号
手島アパート101
債務者　石井　修平
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８３０号
広島県安芸郡府中町宮の町１丁目６番21号
手島アパート101
債務者　石井　　藍
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３８号
山口県下関市小月西の台８番20号
債務者　牧野　博行
1　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１４０号
山口県下関市汐入町28番13号、前住所福岡市南区長住３丁目34―403、住民票上の前住所福岡県筑紫野市二日市北１丁目３番８―602号
債務者　刀祢　智秀
1　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１４６号
山口県下関市竹崎町２丁目１番13号　三基ビル　502号
債務者　白井　信一
1　決定年月日時　平成28年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１５３号
山口県下関市長府東侍町10番Ｒ１―501号
債務者　中村　啓子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係